

第三部

綱 領 ・ 規 約

福岡市職員労働組合綱領

1. われわれは、生活の向上と労働条件の改善のため、組織を強化し、一切の反動勢力と闘う。
1. われわれは、自治体労働者の階級的な使命に徹し、もって地方自治の民主的確立のために闘う。
1. われわれは、すべての民主的諸勢力と固く提携し、日本の平和と自由と独立のために闘い、もって世界の恒久平和に貢献する。

福岡市職員労働組合規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この組織は、福岡市職員労働組合（以下「組合」という）と称し、事務所を福岡市中央区天神1丁目8番1号に置く。

(目 的)

第2条 この組合は、福岡市職員労働組合綱領に基づき、この組合の組合員（以下「組合員」という）の自主的団結により民主的組織を確立し、労働条件の維持改善、生活の安定、資性の向上、相互の親睦及び社会的地位の向上を図り、組合員の基本的人権と自由を守り、市政の民主化と明朗公正な地方自治の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の賃金その他の労働条件の改善に関する事項
- (2) 組合員の公正なる人事に関する事項
- (3) 組合員及びその家族の共済及び福利厚生に関する事項
- (4) 福岡市政の民主化に関する事項
- (5) 組合員の団結の強化に関する事項
- (6) 友誼団体との協力提携に関する事項
- (7) その他この組合の目的達成に必要な事項

第2章 組 合 員

(構成及び資格)

第4条 この組合の組合員は、福岡市役所に勤務する職員をもって構成する。

2. 前項の職員でない者であっても、大会の承認を得たものは組合員にすることができる。

(組合加入)

第5条 この組合に加入しようとする者は、加入届書を執行委員長に提出しなければならない。

(資格の取得)

第6条 組合員としての資格は、前条の手続きを経て受理された日より始まる。

(組合脱退)

第7条 この組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を記載した脱退届書を執行委員長に提出し、大会の承認を経て脱退することができる。

ただし、組合に債務その他の義務があるときは、それを履行した後でなければ脱退をすることができない。

(組合員の平等)

第8条 組合員は、人種、性別、年齢、思想、言論、信仰、身分又は門地によって差別的取扱いを受けることはない。

(資格の喪失)

第9条 組合員は次に定める理由によりその資格を失う。

- (1) 第4条第1項の職員でなくなったとき及び第2項の承認を取り消されたとき。
- (2) 脱退したとき。
- (3) 除名されたとき。

(組合員の権利)

第10条 組合員は、この規約の定めるところにより次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 役員その他代表者の選挙権及び被選挙権
- (2) 各会議における発言権及び議決権
- (3) 役員の弾劾権
- (4) この組合の活動に参加し、利益をうける権利
- (5) 懲罰に際して、各会議に出席し、正当の審問手続きをうける権利

(組合員の義務)

第11条 組合員は、この規約の定めるところにより次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 組合費、その他の賦課金を納める義務
- (2) この組合の規約及び決議事項を遵守し、この組合の統制に服する義務
- (3) 各会議に出席する義務
- (4) その他この組合の正常な発展のため協力する義務

(統 制)

第12条 組合員が次の各号の1に該当する行為をしたとき、大会の決議によりけんせきし、権利を停止し、又は除名をすることができる。この場合において当該組合員が陳述することを妨げない。

- (1) 組合員としての義務を怠ったとき
- (2) 組合員の統制秩序をみだしたとき
- (3) 組合の名誉を毀損したとき
- (4) その他組合に反した行為をなしたとき

第3章 機 関

(機 関)

第13条 この組合に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会

(大 会)

第14条 大会は、組合の最高議決機関であつて、役員及び代議員をもつて構成し、執行委員長が招集する。

2. 大会は、原則として毎年1回招集する。

3. 次の各号の1に該当する場合には臨時に招集しなければならない。

- (1) 組合員の3分の1以上の要求があつた場合
- (2) 中央委員会の要求があつた場合
- (3) 中央執行委員会において必要と認めた場合

4. 代議員の数は組合員 20 名に 1 名の割で支部ごとに選出する。

(大会に附議すべき事項)

第 15 条 大会に附議しなければならない事項は、次の通りとする。

- (1) 綱領及びこの規約の改正
- (2) 運動方針
- (3) 予算及び決算
- (4) 他の団体への加入及び脱退
- (5) その他重要な事項

(中央委員会)

第 16 条 中央委員会は、大会に次ぐ議決機関であつて、役員及び中央委員をもって構成し、執行委員長が必要に応じて招集する。

2. 中央委員の数は組合員 60 名に 1 名の割で支部ごとに選出する。

(中央委員会に附議すべき事項)

第 17 条 中央委員会に附議しなければならない事項は次の通りとする。

- (1) 大会の決議により委任された事項
- (2) 大会に提出する議案の作成と検討事項
- (3) 他団体との協力に関する事項
- (4) 規程の制定改廃
- (5) 特に緊急を要し、大会招集のできないときの議決

2. 前項第 5 号の措置をした時は、次の大会で承認を得なければならない。

(会議の成立)

第 18 条 大会及び中央委員会は、当該機関の構成員の過半数の出席により成立する。

(議 長)

第 19 条 大会及び中央委員会の議長は、当該会議毎に代議員又は中央委員の中から選出する。

(決 議)

第 20 条 大会及び中央委員会の議事は、出席した代議員又は中央委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(中央執行委員会)

第 21 条 中央執行委員会は、第 22 条の役員（会計監事を除く）をもって構成する。

2. 中央執行委員会は、この組合の執行機関であり、大会及び中央委員会の決議事項を執行し、または緊急事項を処理する。ただし、緊急事項の処理については、次の大会または中央委員会で承認を得なければならない。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第 22 条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 執行委員長 1 名
- (2) 副執行委員長 2 名
- (3) 書記長 1 名
- (4) 書記次長 1 名

- (5) 執行委員 若干名
- (6) 特別執行委員 若干名
- (7) 会計監事 2名

(役員の職務)

第23条 役員は次の職務をもつ。

- (1) 執行委員長は、この組合を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 書記長は、書記局を統括し、業務の執行に当たる。
- (4) 書記次長は、書記長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 執行委員は、この組合の業務を分掌する。
- (6) 特別執行委員は、大会の定めるところにより必要な任務の執行にあたる。
- (7) 会計監事は、会計業務を監査する。

(特別執行委員)

第24条 組合員は、次の各号の1に該当する場合には、中央執行委員会の推薦により、大会の決議を経て特別執行委員となることができる。

- (1) 組合員が上部団体等の役員として出向する場合
- (2) 組合員が組合業務のため任命権者より免職をさせられた場合
- (3) その他、執行委員会が必要と認めた場合

2. 特別執行委員の任期は、前項第1号の場合は、出向した団体の役員の任期とし、前項第2号及び第3号の場合は、その都度大会において決定する。

(役員の選出)

第25条 役員は、すべての組合員が平等に参加する直接無記名投票により投票総数の過半数をもって選出する。

2. 役員は、代議員又は中央委員を兼ねることができない。

3. この組合の役員の選出に関する事項については、規程で定めるところにより行う。

(役員の専従)

第26条 この組合は、業務の執行のために役員若干名を専従させることができる。

2. 前項の専従をする役員の身分、給与等の保障については、関係する福岡市条例に準ずるものとする。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行うことができる。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(書記局及び書記)

第28条 この組合の事務を処理するために書記局を置く。

2. 書記局に書記若干名を置くことができる。

3. 書記の任免は、大会の承認を経て執行委員長が行う。

第5章 専門部及び専門委員会

(専門部)

第29条 この組合は、業務を執行するために規程に定めるところにより専門部を置く。

2. 専門部の各部長、副部長及び部員の選任は、執行委員の互選により行う。

(専門委員会)

第30条 中央執行委員会は、業務遂行のため、専門委員会を置くことができる。

第6章 組 織

(組 織)

第31条 この組合に次の組織を置く。

- (1) 支部
- (2) 職能協議会
- (3) 青年部
- (4) 女性部

(支 部)

第32条 支部は、次の活動を行う。

- (1) 大会及び中央委員会の方針に基づき、当該方針の具体化を図り、職場の自主的活動を図る。
- (2) 支部にかかわる諸問題の解決のため、支部単位の活動を行う。

(職能協議会)

第33条 職能協議会は、同一職能で構成し、当該機能にかかわる諸問題の解決を図る。

(青年部)

第34条 青年部は、30歳以下の組合員で構成し、当該組合員の地位向上を図るとともに、この組合の発展に寄与する。

2. 青年部規約は、青年部がこれを定める。

(女性部)

第35条 女性部は、女性組合員で構成し、当該組合員の地位向上を図るとともに、この組合の発展に寄与する。

2. 女性部規約は、女性部がこれを定める。

第7章 会 計

(経 費)

第36条 この組合の経費は、組合費及びその他の収入をもって充てる。

(組合費及びその他の賦課金)

第37条 組合費は、普通組合費、特別組合費、及び加入金とする。

2. 普通組合費は、1人につき毎月当該者の給料月額に1,000分の15を乗じて得た額に相当する額を徴収する。ただし、特段の事情がある場合は大会の承認を得て、5年以内の期間を定め額を変更することができる。また、無給休職者については、組合費を免除することができる。

3. 特別組合費及びその他の賦課金は、大会又は中央委員会の決議により徴収することができる。
4. 加入金は組合員になろうとする者から徴収し、その額は 100 円とする。ただし、異動による加入金は徴収しない。
5. 既納の組合費等は一切返還しない。ただし、誤納又は、大会の議決を経たものについては、この限りではない。

(会計経理)

第 38 条 この組合の会計経理は、規程に定めるところにより行う。

(会計監査)

第 39 条 会計監事は、6 ヶ月に 1 回以上組合財産、会計帳簿及び収入支出の状況等を監査し、その結果を大会に報告しなければならない。

(会計報告)

第 40 条 執行委員長は、毎会計年度終了後、当該年度に係る経理状況を示す会計報告を組合員に公表しなければならない。

(会計年度)

第 41 条 この組合の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

第 8 章 救 援

第 42 条 組合員が組合活動のために犠牲になった場合は、規程の定めるところにより救援を行う。

第 9 章 雑 則

(連合会)

第 43 条 この組合は、目的達成のため他組合と連合会を組織することができる。この場合大会代議員の過半数の賛成を得なければならない。

(他の団体への加入及び脱退)

第 44 条 この組合が他の団体に加入し、又は他の団体から脱退するときは、大会の決議を経なければならない。ただし、他の団体のうち上部団体に加入又は脱退するときは、大会の決議を経たのちすべての組合員が平等に参加する直接無記名投票により全組合員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 10 章 規約の改正及び解散

(解散及び合併)

第 45 条 この組合が解散又は合併をしようとするときは、すべての組合員が平等に参加する直接無記名投票により全組合員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(規約の改正)

第 46 条 この規約の改正は、大会がその決議を経て発議し、すべての組合員が平等に参加する直接無記名投票により全組合員の過半数の同意を得なければならない。

第11章 特 別 措 置

第47条 特に重要な運動課題が想定される場合は、大会の決議を経て1ヵ月を限度として、役員任期及び会計年度を延長することができる。ただし、この場合の次期役員任期及び会計年度は延長された役員任期及び会計年度の最終日の翌日から翌年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

第48条 この規約は、昭和26年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和34年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和41年9月22日から施行する。

附 則

この規約は、昭和41年10月11日から施行する。

附 則

この規約は、昭和42年10月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則

(経過措置等)

- ① 改正後の規約は、施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の規約によって生じた効力を妨げない。
- ② 第37条第2項(2)の規定は2009年度、2010年度、及び2011年度採用者で、すでに加入しているものにも適用する。その場合「引去りを始めた月」を「2012年4月」と読み替える。

(施行期日)

- ② この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、2000年(平成12年)1月28日から施行する。ただし、役員任期については、施行直後に実施される役員選挙から適用する。

附 則

この規約は、2012年(平成24年)3月15日に施行し、第37条第2項(1)(2)は2015年(平成27年)3月31日をもって廃止する。

福岡市職員労働組合書記局規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、福岡市職員労働組合同規約に基づいて、書記局の組織及び運営について定める。

第2条 書記局は中央執行委員会に属し、その執行業務の処理及び組合一般業務を行う。

第3条 書記局は、役員（会計監事を除く。）及び書記をもって構成する。

第4条 書記局の運営については、書記長がこれに当り、その有機的活動をはかる。

第2章 組 織

第5条 書記局には、次のとおりの組織をおく。

- (1) 総務財政局
- (2) 組織企画局
- (3) 情報共同局

第6条 各局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 総務財政局

- ①組合会計に関すること。
- ②労働条件、規約、規程、機関会議録の管理整理に関すること。
- ③厚生会、健康保険組合、共済組合、安全衛生委員会に関すること。
- ④福岡市職員労働組合機関会議への参加要請、運営、議案ならびに準備等に関すること。
- ⑤人事委員会、人事課等への各種登録申請に関すること。
- ⑥選挙事務に関すること。
- ⑦組合員の救援に関すること。

- (2) 組織企画局

- ①組合の日常的な加入及び脱退に関すること。
- ②組合費の付加事務に関すること。
- ③各種取り組みへの組合員の参加要請に関すること。
- ④支部、職能協議会、青年部、女性部との連絡及び指導に関すること。
- ⑤組合員からの、相談、要望等への対応に関すること。
- ⑥組合員及び家族の共済ならびに福利厚生に関すること。

- (3) 情報共同局

- ①情報の収集・発信に関すること。
- ②人員、機構、自治体行財政に関すること。
- ③他労組との連絡、共闘に関すること。
- ④友誼団体との協力、応援に関すること。
- ⑤市民の声や要望等への対応に関すること。
- ⑥報道機関等への対応に関すること。

第3章 会 計

第7条 執行委員長は、会計業務執行のため役員（会計監事及び特別執行委員を除く。）の中から会計を任命する。

第8条 会計の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び経理に関すること。
- (2) 現金及び小切手の出納、保管に関すること。
- (3) 支出行為の確認に関すること。
- (4) 会計関係文書の收受及び発送に関すること。
- (5) その他会計に関すること。

第4章 帳簿及び書類

第9条 書記局には、次の帳簿及び書類綴を備えつけないといけない。

- (1) 規約・規程綴、協定・協約・覚書綴
- (2) 会議議事録綴
- (3) 文書収発簿
- (4) 指令・通達綴
- (5) 重要文書綴、一般文書綴
- (6) 出張報告書、出勤簿
- (7) 行動日誌

第10条 帳簿及び書類の保存期間は、次の通りとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 規約・規程綴、協定・協約・覚書綴、大会・中央委員会議事録 | 永 久 |
| (2) 予算書・決算書・会計帳簿 | 10 年 |
| (3) 指令・通達綴、重要文書綴、会計関係書類 | 5 年 |
| (4) 文書収発簿、出張報告書、行動日誌、出勤簿 | 2 年 |
| (5) その他の書類 | 1 年 |

第11条 封書の文書のうち重要なものは、文書収発簿に記載のうえ、役員に回覧しなければならない。

ただし、処理を急ぐものは直接関係の役員に回付するものとする。

第12条 発送文書は、文書収発簿に記載のうえ発送手続きをしなければならない。

第13条 組合よりの発送文書は、全て書記長の承認を得なければならない。

2. 備品の保管管理については各々の活動分野において、書記長が備品保管管理者を選任し、その統括は書記長がその責にあたる。

第5章 書記の身分及び給与

第14条 この組合の事務を処理するため書記若干名を置く。

第15条 書記の身分給与は別に定めるものの他、福岡市一般職員に準じる。

第16条 公的年金は厚生年金とする。

第6章 規程の改廃

第17条 この規程は、中央委員会において出席中央委員の過半数の賛成により改正することができる。

附 則

この規程は、昭和41年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年（平成5年）5月23日から施行する。

附 則

この規程は、2000年（平成12年）6月14日から施行する。

附 則

この規程は、2005年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年7月1日から施行する。

福岡市職員労働組合専門部規程

第1条 福岡市職員労働組合同規約第29条に基づき、次のとおり専門部の組織運営を定める。

第2条 専門部は、中央執行委員会に属し、当面の重要課題について専門的に調査・研究を行い、運動の具体化をはかる。

第3条 専門部は、次のとおりとする。

- (1) 組織強化部
- (2) 生活改善部
- (3) 交流連帯部

第4条 専門部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 組織強化部
 - ①支部体制の確立、強化に関すること。
 - ②組合員拡大に関すること。
 - ③青年の組織強化に関すること。
 - ④その他、組織強化に関すること。
- (2) 生活改善部
 - ①賃金、労働条件、職場環境の改善に関すること。
 - ②賃金構造見直しに関すること。
 - ③職場復帰支援に関すること。
 - ④その他、生活改善に関すること。
- (3) 交流連帯部
 - ①新たな人事管理制度に関すること。
 - ②組合員の交流、連帯に関すること。
 - ③組合員の福利厚生事業の活用に関すること。
 - ④その他、交流連帯に関すること。

第5条 この規程は、中央委員会において出席中央委員の過半数の賛成により改廃することができる。

附 則

この規程は、2005年7月1日から施行する。

福岡市職員労働組合会計規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程は、福岡市職員労働組合（以下「組合」という。）の会計について定める。
- 第2条 収入とは一会計年度における一切の収入をいい、支出とは一会計年度における一切の支出をいう。
- 第3条 各会計年度において収入支出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金はその総額を翌年度へ繰越さなければならない。
- 第4条 本組合の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。

第2章 会 計 区 分

- 第5条 本組合の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。
- 第6条 会計年度における経費は、その年度の収入をもってこれを支弁しなければならない。
- 第7条 本組合の会計は一般会計及び特別会計とする。
2. 特別会計は、組合が特定の事業を行う場合、及び特定の賃金を保有してその運用を行う場合、その他特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合にかぎり、大会の議決を経て設置することができるものとする。
- 第8条 各会計年度において事務の整理ができない場合は、7月20日迄にこれを完了しなければならない。
- 第9条 組合費、組合加入金及び返済金等は給与より徴収するものとする。

第3章 予 算

- 第10条 収入及び支出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。
- 第11条 執行委員長（以下「委員長」という。）は、毎会計年度に収入支出予算を作成し、定期大会の議決を経なければならない。
- 第12条 委員長は、中央委員会の決議を経て、既定予算の補正をすることができる。ただし、次期大会で承認を得なければならない。
- 第13条 予算の支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設けることができる。
- 第14条 予算に定めた金額は流用することができない。ただし、緊急やむを得ないときは、項以上は中央委員会、目以下については中央執行委員会の決議を経て流用することができる。
2. 委員長は、前項より予算を流用したときは、すみやかに大会の承認を得なければならない。

第4章 収 入

- 第15条 組合費、組合加入金及び返済金等、一切の収入は第1号様式の振込書により、福岡市指定金融機関の口座に振込まなければならない。
- 第16条 前条により振込まれた諸収入金について、福岡市指定金融機関より振込み通知を受けた場

合、当該収入金を経理簿及び出納簿に登載し、整理しなければならない。

第 17 条 委員長は、予算執行上やむを得ない事由がある場合は、大会の決議を経て一時の借入れをすることができる。ただし、前回の借入金の返済が完了されなければ、あらたに借入れることができない。

2. 前項による借入金は、その年度内の収入をもって償還しなければならない。

第5章 支 出

第 18 条 会計は経理支出をなすときは、担当役員を経て第2号様式により、委員長の命令を経なければならない。

第 19 条 支払は債権者の請求に基づかねばならない。ただし、債権者の請求書を徴することが困難と認められるものについては、担当役員の請求書をもってこれに代えることができる。

2. 資金前後渡を受けるものは第1項の債権者に準ずるものとする。

第 20 条 支出に当り、会計は、債権者より提出された証書の記名捺印並びに住所の記入の外、次に掲げる各号を整備しなければならない。

(1) 証書中に誤謬がある場合は、訂正捺印させなければならない。ただし、首標金額にあつては、その全部を改記捺印させなければならない。

(2) 代理人、債権譲受人、相続人又はその債権の承継者において請求の場合は、その権利を証明する書類を第3号様式に添付させなければならない。

第 21 条 書記長及び会計は、回付された書類を次に掲げる各号により審査しなければならない。

(1) 債権者は正当であるか

(2) 組合費をもって支払いすべきか

(3) 支出費目に誤りはないか

(4) 予算を超過することはないか

第 22 条 会計は、支出命令を得たときは、現金の交付に代え小切手を振り出さなければならない。

第 23 条 委員長が必要と認めたときは、概算払、前渡払、立替払をすることができる。ただし、概算

払、前渡払にあつては、事務終了後遅滞なく精算をしなければならない。

第 24 条 過誤支出があつたときは、遅滞なく理由を明らかにし、委員長の決裁を受け当該金額を返納させなければならない。

第 25 条 過年度に属する支出は、過年度支出品目を設けて支出しなければならない。

第6章 出納責任者

第 26 条 会計は、収入金の収納及び物品の出納保管の事務をとりあつかうものとする。

第 27 条 会計は、出納事務について自己が事務を執らないのを事由として、その責任を免れることはできない。

第 28 条 会計は、管掌にかかわる現金の忘失及び盗難その他組合の財産に損害があつたときは、直ちに委員長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 29 条 委員長は、会計に疾病その他事故があるときの職務代理者を予め定めておかなければならない。

第7章 旅費その他

第30条 役員及び書記局職員の旅費は、福岡市職員等旅費支給条件に準じて支給する。

第31条 役員（会計監事を除く。）及び書記局職員については、行動の実費を、次の額の限度に弁償する。

三役及び専従役員	月額	40,000 円	非専従役員	月額	30,000 円
特別執行委員	〃	30,000 円	書記局職員	〃	30,000 円

2. 上部団体、もしくは友誼団体に出向した役員は、上部団体もしくは友誼団体から支給される行動の実費に類するものの金額が、前項の金額に充たない場合に限りその差額を支給する。

3. 大会の決議を経て特別の任務を行う組合員については、執行委員会の決定により行動のための実費を弁償する。

第8章 帳簿及び計算証明

第32条 本組合の会計及び物品出納を処理するため、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 経理簿
- (2) 出納簿
- (3) 備品台帳

第33条 会計は、毎月第4号様式の収入状況報告書及び第5号様式の支出状況報告書を作成し、翌月5日迄に委員長に報告しなければならない。

第34条 支払済の証書は、毎月款項目に区分した第6号様式の仕訳書を最初に添付し、表紙を付して袋綴として保存しなければならない。

第35条 その年度の収入及び支出が完了したとき、会計は所定の報告書を作成し、委員長に提出しなければならない。

第36条 委員長は、前条により送付を受けたときはこれを審査し、定期大会の承認を受けなければならない。

第9章 事務引継

第37条 会計が代ったときは、前任者は遅滞なくその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。ただし、死亡その他の事由により引き継ぐことができないときは、委員長の指示するところによらなければならない。

第38条 会計監事及び中央委員会、大会の請求があったときは、関係書類を作成し、その監査を受けなければならない。

第39条 この規程は、中央委員会において出席中央委員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

この規程は、昭和 41 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 10 月 13 日から施行する。
様式（福岡市従業員組合連合会会計規程に準じる。）

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、1999 年（平成 11 年）12 月 2 日から施行し、1999 年（平成 11 年）10 月 1 日から適用する。

福岡市職員労働組合退職積立金規程

第1条 この規程は、福岡市職員労働組合（以下「組合」という。）に勤務する職員の退職のための資金に関する事項を定める。

第2条 組合に勤務する職員の退職のための資金に充当するため職員退職資金を積み立てる。

第3条 この資金は、毎会計年度において当該必要額を一般会計予算をもって定め、積み立てるものとする。

第4条 この資金は、執行委員長において、福岡県労働金庫又は福岡市指定金融機関に預け入れなければならない。

第5条 この資金は、職員の退職金に充当する場合に限り支出する。

第6条 この規程は、中央委員会において出席中央委員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

1. この規程は、中央委員会出席委員の3分の2以上の賛成によらなければ改正することができない。
2. この規程は、昭和41年9月22日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

福岡市職員労働組合休職専従役員補償規程

第1条 この規程は、福岡市職員労働組合（以下「組合」という。）規約第26条に定める専従役員のうち、休職専従役員の補償について定める。

2. 休職専従役員は、地方公務員法第55条の2及び人事委員会規則により組合の専従役員となるため福岡市を休職した者をいう。

第2条 休職専従役員は、連合体、福岡市職員労働組合、各支部及び上部組織に組合休職として専従した役員とし、休職補償金を支給する。

第3条 休職補償金の額は、休職期間1月につき55,000円とする。ただし、1月に満たない日数は日割り計算とする。

2. 休職期間が5年を超える場合は、5年を超える期間について、前項の額にさらに1月につき、35,000円を加算する。

第4条 補償のための必要な資金は一般会計から支出し、上部団体からの補償金は一般会計に繰り入れる。

第5条 補償金の支給は、専従者の任期満了時に、本人に直接交付する。

第6条 この規程に定めていない事項で必要な事項は、執行委員会で決める。

第7条 この規程は、中央委員会において、出席中央委員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和61年6月19日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和63年6月17日から施行し、昭和62年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年3月21日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年12月3日から施行し、平成9年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、2006年7月1日から施行する。

福岡市職員労働組合役員選挙規程

第1章 総 則

(この規定の趣旨)

第1条 この規程は、福岡市職員労働組合同規約第25条に基づき、同規約第22条に定める役員の選挙に
関して必要な事項を定める。

(選挙の期日)

第2条 役員の選挙は5月又は6月に行う。ただし、規約第47条により役員の任期が延長された場合
はこの限りでない。

2. 補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行うものとする。ただし、特別の事
由がある場合はこの限りでない。

第2章 選挙管理委員会

(設 置)

第3条 選挙の公正と円滑なる選挙事務を遂行するため、選挙管理委員会（以下「選管」という。）
を置く。

(選管の職務)

第4条 選管は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 選挙施行の告示
- (2) 立候補者の受付及び資格審査
- (3) 投票用紙及び選挙公報の発行
- (4) 投票済用紙のしゅう集管理
- (5) 開票の管理
- (6) 投票の有効及び無効の判定
- (7) 選挙又は当選の効力に関する異議の審査及び決定
- (8) その他選挙管理に関して必要な事項

(選管の構成等)

第5条 選管は、毎年大会において選出された選挙管理委員（以下「委員」という。）で構成する。

2. 委員の任期は、翌年度の委員が選出されるまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

3. 選管に委員の互選により委員長を置く。

4. 委員長は、選管の事務を総括する。

5. 立候補者並びに役員は、委員を兼ねることができない。

(支部選管の設置等)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要に応じ各支部に支部選管を設置することができる。

2. 支部選管の委員の定数、選出方法等に関して必要な事項はそれぞれの支部で定める。

第3章 選挙区及び定数

(選挙区)

第7条 役員は、全組合員を1つの選挙区としたものと、支部1つの選挙区としたものに区分して選挙する。

(役員及び定数)

第8条 役員の区分及びその定数は次のとおりとし、特別の定めがあるものを除き、全組合員に1つの選挙区として選挙する。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 1名
- (5) 執行委員 23名

(うち8名は支部を選挙区として選出するものとする。)

- (6) 会計監事 2名

2. 前項第5号の執行委員のうち支部を選挙区として選出されるものは、当該支部において、あらかじめ支部長として選出されたものを候補者とする。

第4章 候補者

(立候補届)

第9条 候補者になろうとするものは、別に選管が定める立候補届に所定の事項を記入し、選管に届け出なければならない。

2. 組合員が候補者の推せんをしようとするときは、別に選管が定める候補者推せん届に5名以上の推せん者を記入し本人の承諾を得て、選管に届け出なければならない。

(立候補者の辞退)

第10条 候補者となった者は、立候補締切り日までに候補を辞退することができる。

第5章 選挙

(選挙運動)

第11条 選挙運動に従事するものは、選挙の公明を期するため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 言論、表現の自由を濫用して候補者をひぼうまたは中傷しないこと。
- (2) 選挙当日において選挙運動をしないこと。
- (3) その他選管が選挙の公明をはかるため必要と認めて指示する事項。

(選挙の告示)

第12条 選管は、選挙期日の10日前までに選挙の告示をしなければならない。

(選挙人名簿の作成及び確定)

第13条 基本選挙人名簿は、支部が毎年選挙告示当日現在において、選管が別に定める様式により各

職場ごとに作成し、選管に提出するものとする。

2. 選管は、前項の提出に係る基本選挙人名簿を調整し、すみやかに基本選挙人名簿を確定するものとする。

3. 前項の基本選挙人名簿は選管に備えておき、組合員一般の縦覧に供するものとする。若し、基本選挙人名簿に誤りがある時は、届出によって選管が確定するものとする。

(選挙公報)

第14条 選管は必要に応じ各候補者につき、それぞれの候補者の経歴、抱負等を記載した選挙公報を、おそくとも選挙期日の前日までに職場に配布するものとする。

2. 職場職員は、前項の配布を受けた選挙公報を、当該職場の組合員にすみやかに配布するものとする。

(選挙の方法)

第15条 選挙は、全組合員の直接かつ秘密の無記名投票によって行う。

(代理投票)

第16条 代理投票は何人についても認められない。

(不在者投票)

第17条 止む得ない事情により選挙期日に投票できないものは、選挙期日前3日以内に限り不在者投票を行うことができる。

(開票)

第18条 選管は、すみやかに開票を行うものとする。

2. 前項の場合においては、選管は候補者1名につき1人を限度として開票に立会させることができる。

(投票の有効及び無効の判定)

第19条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの。

(3) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、身分、所属、住所、敬称を記入したものは、この限りでない。

(4) 候補者の氏名を自書しないもの。

(5) 候補者として何人を記載したか、確認し難いもの。

2. 前各号に掲げる場合のほか、投票の有効及び無効に関して疑義があるときは、選管が判定する。

(当選人の決定)

第20条 当選人は当該選挙において、最多数の投票を得た候補者から順次決定する。ただし、立候補者が定数をこえない場合は、全員無投票当選とする。

(当選人の確認及び通知)

第21条 選管は、当選人を確認したときは直ちにその旨を告示するとともに、各当選人に通知しなければならない。

第6章 補 則

(選管の中立保持の義務)

第22条 選挙管理委員は、選挙について常に中立を守らなければならない。

(異議の申立及び審査決定)

第 23 条 選挙又は当選の効力に関し異議のある者は、当該異議申立の事由となるべき事実の生じた日から 10 日以内に選管に異議の申立てをすることができる。

2. 選管は前項の規定による異議申立があったときは、前項申立の日から 15 日以内に審査し決定するものとする。

(委 任)

第 24 条 この規程の施行に関して必要な事項は、選管が別に定める。

(規程の改正)

第 25 条 この規程は、中央委員会において、出席中央委員の過半数により改正することができる。

附 則

この規程は、昭和 41 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 53 年 7 月 6 日から施行する。

ただし、第 8 条第 1 項の特別の定め及び第 8 条第 2 項の規定については、新たに大会又は中央委員会において、施行期日を定め施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

福岡市職員労働組合 救援規程

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、福岡市職員労働組合同約（以下「規約」という）第 42 条に基づいて定める。

第 2 条 この規程は組合機関の決定に基づく組合運動をおこなったことに起因して、組合員が次の各号に該当する犠牲をこうむったとき適用する。

- (1) 死亡
- (2) 負傷または負傷による疾病
- (3) 搜索および逮捕、拘留など身柄拘束
- (4) 任意出頭
- (5) 科料、罰金、公民権停止
- (6) 公判、刑の執行、服役
- (7) 分限または懲戒に基づく免職
- (8) 分限または懲戒に基づく免職以外の行政 処分
- (9) その他、とくに救援を必要と認めた場合

第 3 条 規程にいう用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 組合員とは、規約第 6 条に定めるもの。ただし、組合の規約に基づいて統制処分を受けたものは除外することができる。
- (2) 第 2 条にいう組合機関決定とは、規約第 13 条に定める機関の決定をいい、この決定に基づく規約第 31 条に定める組織の決定も含まれる。
- (3) 決定に基づく行為とは、前号の決定による指令、指示、通達に基づいて行われる行為が、任命権者側において給与を支払うべき対象となるもの、および明らかに私的行為であると認められるもの（故意に第 2 条の該当となるように事件の発生を作為したときを含む。）を除いた一切の行為をいう。
- (4) 第 2 条の起因とは、客観的にも組合活動と直接的関係をもって発生した事件をいい、前第 2 号ないし第 3 号の内容が認証できることをいう。
- (5) 第 2 条第 1 項第 2 号にいう負傷または負傷による疾病とは組合活動に起因する疾病療養に至った場合を含むものとする。ただし、その認定範囲は公務災害補償の認定範囲に準じることとする。
- (6) 賃金とは、救援適用の事由が生じた日の属する月の前月において、被救援者の受けている給料、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当ならびに期末手当、勤勉手当をいい、その他の手当は含まないものをいう。ただし、救援適用後、賃金改定および本人が犠牲をこうむらなかった時に受けるべき通常の昇給が行われたとみなされる場合、事後の適用はこの改定ならびに昇給に基づくものとする。
- (7) 賃金日額とは、遺族救援金および障害救援金を算定する場合における賃金日額とは、死亡または負傷した組合員が、救援適用の事由の生じた日の属する月の前月に受けている給料、扶養手当、地域手当、及び特殊勤務手当手当を合計した額の 22 分の 1 に相当する額をいう。ただし障害救援金を支給する日の属する月において試算した賃金日額が、当該の賃金日額の 100 分の 150 を超えて上昇しまたは 100 分の 80 を超えて下降し、その状態が継続すると認められる場合は、上昇

しまたは下降した率を基準として改定した額をいう。

2. 組合専従者で組合または他の団体から給与を受けている場合は、その期間の給与の補償を行なわない。但し第30条第1項第4号の昇給延伸補償についてはこの限りではない。

第4条 救援を受ける起算の日は、救援の事態発生の日を原則とし、救援決定にあたり、必ず起算点を明らかにしなければならない。

第2章 救援方法

第1節 救援委員会

第5条 この規程の運用のため、救援委員会（以下「本会」という）を設置する。

第6条 本会は、各支部を代表する委員10名を持って構成し、救援委員の3分の2以上の出席で成立し、救援適用の決定は出席救援委員の5分の4以上の賛成を必要とする。

2. 本会に、委員長1名、副委員長1名をおく。正副委員長は、救援委員の互選により選出する。
3. 救援委員の任期は2年間とし、規約第13条に定める大会で承認を得るものとする。
4. 救援委員が、組合員でなくなった場合は、直ちにその当該支部より選出する。その任期は前任者の残任期間とする。ただしこの場合は、直近の大会または中央委員会の承認を得なければならない。

第7条 本会に事務局3名を置き、事務局は規約第22条および第28条に定める本部役員および書記から選出する。事務局には事務局長を置き事務局を総括する。

2. 事務局は会議の運営、議事録等の保管、上部団体との連絡調整、救援適用者に対する措置、会計事務及びその他必要な事務を担当する。

第2節 手続き

第8条 この規定の適用を受けるべき実情が発生したとき、その適用を求めるものは規約第13条に定める中央執行委員会（以下「執行委員会」という）に対し、別表第2に定める書類のうち各級機関の指示通達、経過報告を除く書類を添付して、別表1に定める救援適用申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請を受理した執行委員会は本会に対して審議に必要な書類（別表第2）を整え規程に該当するか否かを検討し、10日以内に救援申請意見書（別表第3）を提出しなければならない。
3. 第1項の申請は実情が発生した日から1年を経過してもなお申請がおこなわれない場合は、救援の適用を受ける権益を失うものとする。

第9条 本会は、救援申請意見書の受理後10日以内に審査ならびに調査を行い、規程に基づいて、救援の可否、範囲、資金などを決定し、執行委員会に救援決定書（別表第4）により通知しなければならない。

2. この審査の際、参考のため関係者を招き審問すること、および実地調査をおこなうことができる。

第 10 条 救援決定書の通知をうけた執行委員会は、当該申請者に対して救援決定通知書（別表第 5）を送付しなければならない。

第 11 条 前条の決定について異議あるものは、異議の理由を明示して 30 日以内（この計算は救援決定通知書送付日から起算する。）に本会の再審議を求めることができる。ただし、再審議は 1 回限りとするが、特別の事情があり、その旨本会で認められたときはその限りでない。

第 12 条 決定を受けた申請内容が事実と相違していたとき、執行委員会は直ちに救援委員会の審議をへて、救援の停止、変更、返済額およびその方法を決定し、中央委員会の承認をもとめなければならない。

2. 前項の事実と相反した申請を故意になしたものの、黙過したもの、または教唆、依頼したものなど、その行為に犯意が認められるものについては、機関にはかつて処分することができる。

第 13 条 本会で決定した事項は、中央委員会の承認をえて執行委員会が執行し、その経過と結果を大会に報告しなければならない。

第 14 条 救援が緊急を要し、中央委員会にはかることができないときは、執行委員会で処理し、直近の中央委員会の承認を受けるものとする。

2. 中央委員会で承認されなかった場合は、事後の適用を中止し、既適用分の復元をはかる。

第 3 章 救援内容

第 1 節 死亡

第 15 条 第 2 条第 1 項第 1 号に該当するものは、遺族に対してつぎのとおり救援する。

- (1) 葬儀費用の負担
- (2) 弔慰金の支給
- (3) 遺族補償一時金の支給
- (4) 遺族援助
- (5) 損害賠償請求に要する訴訟費用の負担

第 16 条

- (1) 葬儀は、原則として組合葬とし、別表第 6 に定める葬祭負担金を適用する。
- (2) 前号の場合、組合葬または組合がその喪主となることが困難なとき、あるいはその他の事情あるときは、葬儀料として別表第 6 の葬祭負担金を適用し組合葬にかえることができる。
- (3) 前号の葬儀料は、喪主に支給する。喪主が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、子、父母以外のもののときは同居中の近親者に、同居者がいないときは、事情により喪主に支払うかまたは支払わないことがある。
- (4) 弔意見舞金は、別表第 7 の区分により、別表第 6 に定める額を支給する。
- (5) 弔意見舞金の支給対象者は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とし、該当しないときは事情により

支給するか、支給しないことがある。

- (6) 遺族補償一時金は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）および当時の本人の収入によって生計を維持していたものに対し、別表第 7 の区分により、別表第 6 に定める算定日数に賃金日額を乗じて得た額で算定される額（その算定額がその最低額に満たないときは、その最低額）を遺族補償一時金として支給する。

ただし本人の収入によって生計を維持していない子、父母、兄弟姉妹についてはその半額とし、また第三者から死亡補償金またはそれに相当すると認定できる金員を受けるものである場合にはその相当額を限度として減額することができる。

- (7) 遺族補償一時金の適用対象の順序は、労働基準法施行規則第 42 条ないし第 44 条を準用する。遺族補償一時金の支給にあたっては、遺族代表者と組合代表者との間において協定書（別表第 8）をとりかわすものとし、執行委員長はその写しを救済委員長に提出する。
- (8) 前第 6 号の遺族補償一時金またはそれに相当する金員の請求に要する訴訟費用（弁護士報酬を含む。）については、その実費を負担する。
- (9) 遺族援助として就職または生活保護法その他自立のための諸法の適用を斡旋する。

第 2 節 負傷または負傷による疾病

第 17 条 第 2 条第 2 号に該当するものは、つぎのとおり救済する。

- (1) 見舞金の支給
- (2) 療養費の負担
- (3) 休養補償
- (4) 不利益補償
- (5) 身体障害の補償
- (6) 損害賠償請求に要する訴訟費用の負担

第 18 条

- (1) 傷病見舞金は別表 9 に定める額を支給する。ただし入院の期間については別表に定める額の 100 分の 200 とする。なお、その適用期間は 1 年間とする。
- (2) 全治まで本人負担に係る療養費は、実費全額を補償する。
- (3) 休養補償は休養中賃金の削減が行なわれた場合の補償をいう。
- (4) 療養者が復職した場合の昇給延伸等の不利益補償は、第 30 条第 1 項第 4 号を適用して補償を行なう。
- (5) 身体障害を残した者に対しては、別表第 15 に定める基準に従い認定し、別表第 10 に定める算定日数に賃金日額を乗じて得た額に相当する額を補償する。
- (6) 前号の補償は、給与額が当該負傷し又は疾病にかかった日の属する年の年間給与の 100 分の 150 を超えて上昇し、または 100 分の 80 を超えて下降するに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、または低下した率を基準として給付額を改訂して補償する。
- (7) 負傷または負傷による疾病を原因として救済適用期間中に死亡したときは、第 16 条各号によることとし、負傷または負傷による疾病を原因として救済期間中に失職したとき、または、自己の都合で退職したときは別表第 11 を準用し、別表第 12 を適用して支給する。
- (8) 損害賠償請求に要する訴訟費用（弁護士報酬を含む。）については、その実費を負担する。

- (9) 本条第2号から第5号および第7号の補償について、第三者から損害賠償を受けた場合は、その相当額を限度として減額することができる。

第3節 搜索および逮捕拘留など身柄拘束

第19条 第2条第3号に該当するものは、つぎのとおり救援する。

- (1) 起訴または不起訴（起訴猶予を含む。）処分が決定するに至るまでの費用の負担
- (2) 起訴が確走した場合の見舞金
- (3) 本人および家族に対する見舞金

第20条 前条の救援は、つぎに定める要領による。

- (1) 起訴または不起訴（起訴猶予を含む。）処分が決定するまでの費用は、捜査段階における弁護士の報酬・出張費用ならびに保釈保証金その他の費用をいい、このうち執行委員会が必要と認めたものを負担する。ただし保釈保証金について、本人の責に帰すべき事由により没収されたときは、本人がそれを負担する。
- (2) 弾圧見舞金は別表第13を適用する。
- (3) 家宅捜査された場合の見舞金は別表第13を適用する。ただし、組合機関に連絡なく取り調べを受け、捜査に際してその報告を組合機関にしなかったときは見舞金を支給しないことがある。

第4節 任意出頭

第21条 第2条第4号に該当するものは、つぎのとおり救援する。

- (1) 容疑者として任意出頭命令をうけた場合および参考人として出頭命令をうけた場合であって、事件担当弁護士、並びに組合機関と協議の結果出頭することを認めた場合、本人に対する見舞金の支給。

第22条 前項の救援は、別表第13を適用する。

第5節 科料、罰金、公民権停止

第23条 第2条第5号に該当するものは、つぎのとおり救援する。

- (1) 科料、罰金の負担
- (2) 罰金刑および公民権停止確定の見舞金

第24条 前条の救援は、つぎに定める要領による。

- (1) 科料または罰金の刑が確定したときは、その全額を負担する。
- (2) 罰金刑が確定した場合の見舞金は別表第13を適用する。
- (3) 公民権停止が確定した場合、別表第13を適用する。

第6節 公判、刑の執行、服役

第25条 第2条第6号に該当するものは、つぎのとおり救援する。

- (1) 公判に要する費用の負担
- (2) 懲役、禁固の見舞
- (3) 休職補償
- (4) 任意退職手当の補償

第26条 前条の救援は、つぎに定める要領による。

- (1) 公判に要する費用の負担については別表第14による。ただし、執行委員会で公判のため特に必要と認め、事前に承認したもの限り、その他の費用であっても負担することができる。
- (2) 公判が長期にわたって継続する場合は、大会ごとに承認を受けなければならない。
- (3) 公判継続中、非組合員になった場合は、本条各号の定めにかかわらず補償を打ち切る。ただし、事情ある者については、大会又は中央委員会の承認を受けて補償を継続することができる。
- (4) 上訴の場合の救援については、そのつど第10条に基づいて手続きしなければならない。ただし、あらかじめそのむねを予測して手続きすることは妨げない。
- (5) 懲役、禁固の刑が確定した場合は、別表第13を適用する。
- (6) 起訴または服役により、休職その他の処分を受け賃金が減額された場合はその損失分を補償する。その場合は第30条第1項第3号の規程を準用し、補償の期間が3年を超える時は、大会ごとに承認を受けなければならない。
- (7) 刑事休職中の者が復職し、休職期間中の昇給停止分の調整を受けた後もなお回復されない給与差が残る場合においては第30条第1項第4号を適用して補償を行なう。
- (8) 刑事休職中のもので、救援の適用を受けるものが自己の事情により退職する場合は任意退職手当を補償する。

イ. 任意退職手当は、別表第11、別表第12により支給する。

なお、事件の敗訴による失職・免職については、第2条第7号の規程により処理する。

ロ. 審査や書類上の取り扱いは、第2条第7号によるものとし事後の管理も同様とする。

第7節 分限または懲戒に基づく免職

第27条 第2条第7号に該当するものは、つぎのとおり救援する。

- (1) 復職に要する費用の負担
- (2) 役職までの賃金の支給
- (3) 退職手当補償の支給
- (4) 退職見舞金の支給
- (5) 免職のときの見舞金の支給

第28条 前条の救援は、つぎに定める要領による。

- (1) 復職に要する費用とは、免職につき、行政訴訟によって係争中の費用をいいその実費を負担する。この場合、第26条第1項第1号から第4号の規程を準用する。
- (2) 人事委員会、その他の行政機関に提訴する費用のうち、執行委員会でとくに必要と認め事前に

承認したものについては、その実費を負担する。

- (3) 免職から復職までの期間中の賃金は全額補償する。ただし、後日その期間の賃金その他の費用が支払われたときは、その救援額を限度として返済しなければならない。
- (4) 前号のほか、敗訴によって復職の見込みが失われたとき、または長期にわたる闘争にともない免職および解雇の承認を本人が行った時は、退職手当補償ならびに退職見舞金を支給する。
- (5) 退職手当補償金は、本人が退職時において福岡市の退職手当最高基準の100分の200とし、その額が250万円未満のときは250万円とする。ただし本人の使用者から支給された場合は、その相当額を控除する。なお、見舞金として100万円支給する。
- (6) 免職処分を受けたときは別表第15を適用する。

第8節 分限または懲戒による免職以外の行政処分

第29条 第2条第8号に該当するものは、次にとおり救援する。

- (1) 身分回復、損害回復に要する費用の負担
- (2) 分限または懲戒に基づく免職以外の処分の見舞金の支給

第30条 前条の救援は、つぎに定める要領による。

- (1) 身分回復、損害回復に要する費用とは、分限または懲戒に基づく免職以外の行政処分につき係争中の費用ならびにこの処分によって生ずる賃金の削減についての補償をいう。
- (2) 係争中の費用は、第26条第1項第1号から第4号ならびに第28条第1項第1号および第2号の規程を準用して負担する。
- (3) 分限または懲戒に基づく免職以外の行政処分を受けたことによって生ずる給与についての補償は、第18条第1項第3号、第26条第1項第6号の規程を準用する。
- (4) 免職以外の行政処分および休職を理由に昇給抑制^イがなされた場合には、その補償としての額をつぎの基準により支給にする。その額は毎年4月1日基準に行政職給料表（一）表5級の基幹号給から4号給の最高間差額

（昇給額がこれを上回る場合はその昇給額）を基礎として、下記の計算方法により5年間を継続補償する。

昇給号給数3号給

昇給号給数0号給補償額の1/4

昇給号給数2号給（昇給抑制職員は1号給）

昇給号給数0号給補償額の1/2

昇給号給数1号給

昇給号給数0号給補償額の3/4

昇給号給数0号給

補償額（行政職給料表（一）表5級の基幹号給から4号給の最高間差額＋地域手当）×（12月＋期末勤勉手当総支給月数）

ただし5年以上は6年目の年額を基礎に打切補償として5年分につぎの区分による割増金を加算し支給する。

打切り補償時の年齢が^イ

30歳未満 10割

35 歳未満 8 割
40 歳未満 6 割
45 歳未満 4 割
50 歳未満 2 割
55 歳未満 1 割

- (5) 降任降格などの処分により、賃金が減額された場合は、その実額を補償し、5 年間を継続補償する。ただし 5 年以上は打切り補償として 5 年分に前号の区分による割増金を加算し、支給する。
- (6) 分限または懲戒に基づく免職以外の行政処分を受けたときの見舞金は、別表第 15 の基準より支給する。

第 9 節 その他の救援

- 第 31 条 第 2 条第 9 号に該当するものは、自治労救援規程および自治労県本部補助規程により救援する。
2. 期末勤勉手当の減額を補償する。ただし全国統一行動として中央本部の指令による行動の結果、勤務時間が所定の期間に満たないことを理由として勤勉手当が減額された場合、減額補償金としてその差額 100 分の 100 以内を補償する。

第 4 章 処理

第 1 節 処理

- 第 32 条 この規程の適用を受けた救援事由のうち、任命権者が支払う賃金等の保証金または、本部が負担する救援金は、すべて一時的貸付金として支給する。返済については、執行委員会の議を経て、その指示に従わなければならない。

- 第 33 条 この規程の運用にあたり弁護士の派遣および担当弁護士の選任などは、執行委員会がこれを決定する。

- 第 34 条 救援に関する救援委員会の経過は、議事録として作成し、かつその後の処理経過、公判関係書類、件別会計帳簿などを整備しておかねばならない。
2. 救援に関する事務ならびに保管は福岡市職員労働組合書記局規程による。

- 第 35 条 救援に関する書類は、いつでも、組合員に閲覧することができる。

第 5 章 会計

- 第 36 条 この規程の資金は救援資金とし、一般会計より繰入れ、救援資金特別会計として管理する。
2. この資金は毎月組合員 1 人につき 150 円相当とする。

- 第 37 条 前条のほか必要な場合は、大会または中央委員会の決定により別途徴収することができる。

第 38 条 会計処理は、福岡市職員労働組合理計規程に準じて処理し、会計の管理運営は会計が担当する。

2. 事務局は、この資金の執行計画、決算報告を毎年定期大会に報告し承認を求める。

第 39 条 上部団体の救援基金の負担は、この会計より支出する。

2. 上部団体の救援適用により受ける救援はこの会計に繰入れる。

第 6 章 規約の改廃

第 40 条 この規程の改廃は、中央委員会で定める。

但し、改廃による救援方法の変更は、その改廃が議決された日以前に発生した救援の対象となる事実に遡って適用してはならない。

附則

この規程は、2004 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、2011 年 6 月 27 日から施行する。

組合員の慶弔に関する取り扱い要綱

第1条 この要綱は福岡市職員労働組合（以下市職労）の組合員の慶弔について定めるものとする。

第2条 この要綱に基づき支給するものは次のとおりとする。ただし、第1項、第3項及び第6項については、再任用組合員には支給しない。

1. 組合員であるものが死亡した時の弔慰金 10万円
2. 組合員の家族が死亡した時の弔慰金
 - (1) 組合員の親（配偶者の親も含む）の死亡 1万円
 - (2) 組合員の配偶者の死亡 5万円
 - (3) 組合員の子の死亡 3万円
3. 退職時に組合員であった者で、組合員期間5年以上のものが退職した時の記念品
 - (1) 組合員期間 5年以上 20年未満 5万円相当額
 - (2) 組合員期間 20年以上 30年未満 7万円相当額
 - (3) 組合員期間 30年以上 10万円相当額
4. 組合員が結婚をした時の祝金 1万円
5. 組合員もしくは組合員の配偶者が出産をした時の祝金 1万円
6. 組合員期間5年以上のものが永年勤続表彰を受けた組合員への祝金 3万円
7. 住宅への災害を受けた組合員への見舞金
 - (1) 住宅が全半焼した組合員への見舞金 5万円
 - (2) 住宅が床上浸水した組合員への見舞金 5万円
 - (3) 住宅が地震により全半壊した組合員への見舞金 5万円

第3条 上記による支給の手続きは次のような申請方法による。

1. 組合員の死亡の場合は、所属職場の職場委員長から支部を経由して、死亡等のお知らせ（以下、お知らせという）を添付して報告すること。但し、お知らせがない場合は、それに代わる書類等を添付すること。
2. 組合員の家族が死亡した場合は、本人がお知らせもしくは確認できる書類（訃報・会葬御礼・戸籍謄本など）を添付し、別紙の申請書（様式1）により申請をすること。
3. 退職記念品は、本人が別紙の申請書（様式2）により、支部を経由して申請すること。但し、本人が申請できない事情等があった場合は、職場委員長、支部長が申請を代行することができる。
4. 組合員が結婚及び出産をしたとき、もしくは組合員の配偶者が出産をしたときの祝金については、本人が別紙の申請書（様式1）により、申請をすること。なお、結婚及び出産をしたことを確認できる書類（母子手帳の写し・戸籍謄本など）を添付すること
5. 組合員期間5年以上のものが永年勤続表彰を受けた組合員への祝金については、本人が別紙の申請書（様式3）により、申請をすること。
※様式3については、1月に対象者に送付するため、掲載していません。
6. 住宅への災害を受けた組合員への見舞金については、本人が罹災証明書を添付し、別紙の申請書（様式4）により、申請をすること。
7. 支給は、組合員が死亡した場合及び退職記念品については報告または申請があった時に行う。但し、執行委員長が事情を知った時は支給するものとする。

その他の慶弔見舞金については申請書にもとづき銀行口座への振り込みとする。

(2008・一部改正)

第4条 前条の手続は該当事由発生日より2年以内に申請しなければならない。2年間申請を行わない場合は、申請の権利は消滅する。

(2011・追加)

第5条 組合員期間については、福岡市役所内他単組（福岡市役所現業労働組合、福岡市水道労働組合、福岡市交通労働組合、福岡市立高等学校職員組合）の組合期間は市職労の組合員期間とみなす。

(2011・一部改正)

第6条 この要綱の改廃、またはこの取り扱い要綱に定めがない運用については執行委員会で決定し、中央委員会の承認を得る。

(2011・一部改正)

付則 この規程は、昭和60年3月13日から実施する。

この規程は、昭和63年7月1日から実施する。

この規程は、平成3年2月21日から実施する。

この規程は、平成6年2月18日から実施する。

この規程は、2000年（平成12年）6月1日から実施する。

この規程は、2008年（平成20年）7月1日から実施する。

この規程は、2011年（平成23年）2月9日から実施する。

この規程は、2011年（平成23年）3月10日から実施する。

福岡市職員労働組合組合員慶弔見舞金（祝金）申請書

20 年 月 日

福岡市職員労働組合執行委員長 様

慶弔見舞金（祝金）を下記事由により、確認書類を添付し申請します。

組 合 員	職 場 名				電 話 番 号	— (内 線)	
	職 員 コ ー ド		組 合 員 氏 名	フリガナ	印		

福岡市職員労働組合は、慶弔見舞金の申請手続きに際して取得した個人情報を、個人情報保護法に基づき次の通り取り扱います。

①慶弔見舞金（祝金）申請書に記載されている個人情報、添付いただいた書面に記載されている各個人情報を含め、福岡市職員労働組合が取得した個人情報は、法律で定められた場合を除き、見舞金（祝金）支払いの適否に関する範囲に限ってのみ利用し、他の目的には利用しません。

②前記各個人情報は、福岡市職員労働組合が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定められたルールに従い、責任をもって処分します。

【申請事由】

家 族 死 亡	死 亡 者 名				年 齢	歳			
	組合員との関係	1. 配偶者 2. 子 3. 親（①組合員の親 ②配偶者の親）							
	死 亡 年 月 日	年	月	日	添付書類 いずれかに○を	訃報 ・ 会葬御礼 ・ 戸籍謄本 お知らせ			
結 婚	配 偶 者 名								
	婚姻届提出日 もしくは挙式日	年 月 日							
	婚 姻 届 出 市 区 町 村 名				添付書類 いずれかに○を	挙式案内 ・ 戸籍謄本 ・ その他			
出 産	出 産 者 名				組 合 員 ・ 配 偶 者				
	出 生 児 名				添付書類 いずれかに○を	出生証明（母子手帳）写し ・ 戸籍謄本 ・ その他			
	出 産 日	年 月 日							
振 込 先	銀 行 名	銀行 労働金庫			支店 出張所	預金 種目	普通 貯蓄	口座 番号	
	フリガナ 口座名義								
決 裁	委員長	会 計	書記長	組織強化部長	書 記	受付日付印			

退職記念品申請書

20 年 月 日

福岡市職員労働組合執行委員長 様

退職記念品を下記事由により、申請します。

組 合 員	職 場 名				電 話 番 号	— (内線)
	職 員 コ ード		組 合 員 氏 名	フリガナ	印	

福岡市職員労働組合は、退職記念品の申請手続きに際して取得した個人情報を、個人情報保護法に基づき次の通り取り扱います。

- ①退職記念品申請書に記載されている個人情報は、法律で定められた場合を除き、退職記念品支給に関する範囲に限ってのみ利用し、他の目的には利用しません。
 ②前記各個人情報は、福岡市職員労働組合が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定められたルールに従い、責任をもって処分します。

組 合 員 期 間	昭和・平成 年 月 日～平成 年 月 日まで
	組合員期間 年 月
(注)組合員期間は、市労連4単組の期間も通算されて結構です。	

今後、組合の行事や取り組みへのご案内をいたしますので、よろしければ、ご記入をお願いします。

住 所 (連絡先)	〒				
電 話 番 号	TEL () —				

決 裁	委員長	会 計	書 記 長	組織強化部長	書 記

受付日付印

福岡市職員労働組合組合員住宅災害見舞金申請書

20 年 月 日

福岡市職員労働組合執行委員長 様

住宅災害見舞金を下記事由により、確認書類を添付し申請します。

組 合 員	職 場 名				電 話 番 号	— (内 線)	
	職 員 コ ー ド			組 合 員 氏 名	フリガナ		印

福岡市職員労働組合は、住宅災害見舞金の申請手続きに際して取得した個人情報を、個人情報保護法に基づき次の通り取り扱います。

- ①住宅災害見舞金申請書に記載されている個人情報、添付いただいた書面に記載されている各個人情報を含め、福岡市職員労働組合が取得した個人情報は、法律で定められた場合を除き、見舞金支払いの適否に関する範囲に限ってのみ利用し、他の目的には利用しません。
- ②前記各個人情報は、福岡市職員労働組合が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定められたルールに従い、責任をもって処分します。

被 災 物 件	住 所								
	居住区分	持家	借家	借間・アパート					
	建物区分	木造	鉄筋						
	住宅面積	坪 (m ²)							
被 災 状 況	被災日時	年 月 日							
	原 因				添付書類	被災写真及び罹災証明			
	罹 災 状 況	1. 全焼 2. 半焼 3. 一部焼 4. 冠水 5. 全壊 6. 半壊 7. 一部壊 8. 床上浸水 9. その他							
		＝被災状況＝(詳しく記入してください)							
振 込 先	銀 行 名	銀行 労働金庫			支店 出張所	預金 種目	普通 ・貯蓄	口座 番号	
	フリガナ □ 座 名 義								
決 裁	委員長	会 計	書記長	組織強化部長	書 記	受付日付印			

福岡市職員労働組合支部運営要綱 (78. 9. 1 施行)

(運営要綱の主旨)

第1条 この運営要綱は、福岡市職員労働組合同規約第31条に定める支部の運営について必要な事項を定める。

(支部体制と編成)

第2条 支部は次の11支部とし、各支部を編成する職場は、別表(1)でこれを定める。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| (1) 本庁支部 | (4) 西支部 | (7) 港湾支部 |
| (2) 中央支部 | (5) 南支部 | (8) 早良支部 |
| (3) 東支部 | (6) 博多支部 | (9) 城南支部 |

2. 本庁に各局単位の局委員会を置く。

(支部役員及び定数)

第3条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 支部長 | …………… 1名 |
| (2) 副支部長 | …………… 若干名 |
| (3) 書記長 | …………… 1名 |
| (4) 執行委員 | …………… 若干名 |

(支部役員の任務)

第4条 支部役員は次の任務をもつ。

- | |
|--|
| (1) 支部長は、支部を代表してその業務を統括する。 |
| (2) 副支部長は、支部運営において支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは支部運営においてその任務を代行する。 |
| (3) 書記長は、支部会計を兼務し、支部業務の執行にあたる。 |
| (4) 執行委員は、支部の業務を分掌する。 |

(支部役員の選出)

第5条 支部役員は、当該支部の組合員のなかから選出する。

(支部役員の任期)

第6条 支部役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部の専門部及び事務分掌)

第7条 支部に業務を執行するために次の専門部を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 教育宣伝部 | (3) 自治研部 |
| (2) 賃金部 | (4) 文化厚生部 |

2. 各専門部は、本部専門部と連携を密にし、本部規程に定める事務分掌に準じ、その業務を分掌する。

(機関)

第8条 支部は、支部執行委員会を開催しなければならない。

(職場委員会等の活動)

第9条 職場委員会は事務所、課単位で構成し、支部の指導のもとに当該事務所課の諸問題解決をはかるとともに支部の発展に寄与する。

(支部青年部の活動)

第 10 条 支部青年部は、支部組合員のうち 30 歳以下の組合員で構成し、支部の指導のもとに当該組合員の地位向上をはかり、支部の発展に寄与する。

(支部女性部の活動)

第 11 条 支部女性部は、支部組合員のうち女性組合員で構成し、支部の指導のもとに当該組合員の地位向上をはかり、支部の発展に寄与する。

(支部会計の任務)

第 12 条 支部の会計は、次の業務を行う。

- (1) 予算、決算書の作成に関すること。
- (2) 支部費の出納事務に関すること。
- (3) その他福岡市職員労働組合会計規程に準じる業務に関すること。

(支部の会計監査及び会計報告)

第 13 条 支部の収入、支出状況、その他備品等の管理状況については、本部会計監査のときに監査を受けなければならない。

2. 支部長は、毎会計年度終了後、当該年度に係る経理状況を示す会計報告を、中央執行委員会及び当該支部組合員に公表しなければならない。

(支部会計年度)

第 14 条 支部の会計年度は、本部と同じとし毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(中央委員の登録)

第 15 条 支部は、中央委員を 60 名に 1 名の基準（端数は切りすて）で選出し、本部に登録しなければならない。ただし、当分の間はこの限りでない。

(その他)

第 16 条 この要綱の改廃、又はこの要綱に定めがないものについては執行委員会で決定し、中央委員会の承認をえる。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2000 年（平成 12 年）6 月 14 日から施行する。

福岡市労働組合連合会規約

(名称と事務所)

第1条 この連合会は、福岡市労働組合連合会（略称、福岡市労連）と称し、事務所を福岡市中央区天神1丁目8番1号、福岡市役所内に置く。

(構成)

第2条 この連合会は、福岡市職員労働組合、福岡市役所現業職員労働組合、福岡市水道労働組合、福岡交通労働組合、福岡市立高等学校教職員組合をもって構成する。

(目的)

第3条 加盟組合の自主性を尊重し、共通の課題について活動し、組合間の連絡強化、相互協力を深め、組合員の経済的・社会的・政治的地位の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟組合の組合員の、生活、労働条件の維持改善、向上に関すること。
- (2) 市政及び労働条件に関する資料蒐集、情報交換、及び調査研究に関すること。
- (3) 加盟組合の闘争の援助に関すること。
- (4) 市政の民主化と地域における諸団体との交流に関すること。
- (5) 各都市労連との連携協力に関すること。
- (6) その他、必要な事項

(加盟及び脱退)

第5条 加盟又は脱退しようとするときは、理由を明らかにした文書を執行委員長に提出し、大会の承認を得るものとする。

(権利及び義務)

第6条 加盟組合の地位と権利は、すべて規約のもとに平等であって差別的取扱いを受けない。

連合会は、加盟全体単組の共通する課題で運営し、統一と団結を守る義務を負う。

2. 権利

- (1) 大会、中央委員会に出席し、意見をのべることができる。
- (2) 役員に関する選挙権及び被選挙権を有する。
- (3) 正当な手続きを経て、会計を閲覧することができる。

3. 義務

- (1) 連合会の会費及びその他分担金を納入すること。
- (2) 連合会の機関における決定事項を尊重し、これを実行すること。

(機関)

第7条 この連合会に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 執行委員会

(大会)

第8条 大会は、連合会の最高決議機関であって代議員と役員をもって構成する。

大会は、年1回開催する。ただし、必要に応じ、臨時大会を開催することができる。

代議員数は別表で定める基準に従い単組毎に選出する。

(大会に附議すべき事項)

第9条 次の事項は、大会において決定しなければならない。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 規約の改廃 | (5) 連合会への加盟，脱退及び解散 |
| (2) 運動方針 | (6) 中央委員会に附議すべき事項 |
| (3) 予算及び決算 | (7) その他，重要な事項 |
| (4) 役員の選出 | |

(中央委員会)

第10条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であって、中央委員と役員をもって構成する。

中央委員会は必要に応じ、開催する。

中央委員は登録制とし、中央委員数は、別表で定める基準に従い単組毎に選出する。

(中央委員会に附議すべき事項)

第11条 次の事項は、中央委員会で決定しなければならない。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 当面の闘争方針 | (4) 予算の補正 |
| (2) 規程の改廃 | (5) 大会で附議された事項 |
| (3) 役員の補充 | (6) その他，必要な事項 |

(執行委員会)

第12条 執行委員会は、連合会の執行機関で会計監査を除く役員でもって構成する。

執行委員会は、大会及び中央委員会の決議を執行する。

2. 執行委員会は、緊急を要する事項については、前項の規定にかかわらず、責任執行を行うことができる。その場合においては、次の開催する大会または、中央委員会において承認を得なければならない。

(専門部)

第13条 執行委員会のもとに次の専門部を置く。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| (1) 行動部 | (2) 調査部 | (3) 教宣部 |
|---------|---------|---------|

(会議の運営)

第14条 大会、中央委員会は、代議員、中央委員の中からそれぞれ議長を選出し、運営する。

大会、中央委員会は、構成人員の2分の1以上の出席で成立する。

大会、中央委員会の議事は、出席人員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第15条 この連合会に次の役員をおく。

執行委員長	1名	会 計	1名
副執行委員長	若干名	執行委員	若干名
書 記 長	1名	会計監査	3名
書 記 次 長	2名		

(役員の選出と任期)

第16条 役員は、加盟組合の推せんを得て立候補し、定期大会において選出する。

役員の任期は、定期大会より翌年の定期大会までとする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員生じたときは、中央委員会で補充する。補充により選出した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第17条 執行委員長は、連合会を代表し統轄する。

副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、これを代行する。

書記長は、会務を掌握する。

書記次長は、書記長を補佐する。

会計は、会計・経理の一切の業務を行う。

執行委員は、執行委員会の業務を分担する。

会計監査は、連合会の会計を年1回監査し、大会に報告する。

(会 計)

第18条 この連合会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第19条 会費は、加盟組合員1人につき月210円とする。

連合会の目的達成のため経費に不足を生じたときは、中央委員会の議を経て臨時に会費を徴収することができる。

(会計年度)

第20条 この連合会の会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

(雑 則)

第21条 規約の改廃及び連合会の解散は、出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

2. この連合会の事務執行上必要な諸規程は、中央委員会においてこれを定める。

附 則

(施行期日)

1. この規約は1984年5月30日より施行する。ただし、第16条の規定は1984年8月1日より施行する。

(経過措置)

2. 第19条の規定にかかわらず、1984年7月31日までの間は20円とする。

(別表) 市労連各級機関構成員選出基準表

執行委員	=	単組割3人	組合員数比割	－	組合員2,000人に1人、端数1,001人以上で1人加える。
中央委員	=	単組割10人	組合員数比割	－	組合員250人に1人、端数126人以上で1人加える。
代議員	=	単組割20人	組合員数比割	－	組合員125人に1人、端数63人以上で1人加える。

福岡市労働組合連合会会計規程

- 第1条 この連合会の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。
- 第2条 会費の納入は、加盟組合ごとに毎月末までに指定の口座に納入するものとする。
- 第3条 加盟組合の会費納入組合員数は、6月30日現在実組合員数の95%とする。
- 第4条 この連合会の業務遂行にあたって特に必要なときは、大会または中央委員会の議を経て特別会計を設け処理することができる。
- 第5条 すべての会計事務は、執行委員会の責任の下に会計を処理する。
- 第6条 現金は、必要最少限を除き、確実な金融機関に預金しなければならない。
- 第7条 会計は、会費の納入、その他の収入を受けたときは、領収証を交付し、この控を整理・保管しなければならない。
- 第8条 会費、その他の負担金等は、理由の如何を問わず返還しない。
- 第9条 この連合会の現金の収支はすべて執行委員長の命令によって行う。ただし、緊急やむを得ないとき、または、定例軽易な事項は、会計において責任収支することができるが、速やかに執行委員長の承認を得なければならない。
- 第10条 資金前渡を受けたものは、支払い終了後、5日以内に証憑書類を添え、支出精算書を会計に提出しなければならない。
- 第11条 予算案は、執行委員会において作成し、大会の議決を経なければならない。
- 第12条 8月1日より大会に至るまでの期間は、前年度予算の同期間相当額を以って暫定予算とする。
- 第13条 科目内流用及び予備費を充当しようとするときは、執行委員会の承認を得なければならない。
- 第14条 会計は、すくなくとも年1回以上監査をうけ、年度終了後20日以内に決算を完了し、会計監査をうけなければならない。
- 第15条 物品の保管は、会計がこれにあたる。
- 第16条 物品の出納は、執行委員長の命令によって行う。
- 第17条 金銭収支並びに物品出納整理のため会計は次の簿冊を備付けなければならない。
- (1) 金銭出納簿 (3) 証憑書類 (5) 支出簿
- (2) 科目別収支簿 (4) 会費等収入簿 (6) 物品関係明細簿（備品台帳、図書台帳など）
- 第18条 前項の帳簿の保存年限は全て永久とする。
- 第19条 旅費は、市役所旅費規程を準用し、特に経費を必要とするときは、執行委員会の承認を得て支出することができる。
- 第20条 この規程を改廃するときは、中央委員会の議を経るものとする。
- 第21条 この規程は、1984年5月30日から施行する。

福岡市労働組合連合会選挙規程

第1条 市労連役員に立候補しようとする者は、所属労働組合の推せんを得て所定の様式に従い、選挙管理委員会に届出なければならない。

第2条 選挙管理委員会は、届出結果を大会に報告しなければならない。

第3条 選挙管理委員会は、加盟労働組合から各1名の推せんされた者をもって構成する。

第4条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

第5条 市労連役員選挙は、大会において、代議員の無記名投票により行い、投票総数の過半数で当選とする。

(2) 定数をこえない場合は、一括して大会の承認を得ることとする。

第6条 この規程の改廃は、中央委員会の議を経なければならない。

第7条 この規程は、1984年5月30日から施行する。

市職労専従役員に関する規程

はじめに

公務員制度および給与構造の改革が進行するなかで、当局との交渉を有効に展開していくためには、過去の交渉経過ならびに制度を十分に把握した組合役員経験者が、継続して専従役員としての任に当たることが必要である。現在、地方公務員法および人事委員会規則において休職による組合専従が認められているが、休職専従ができる期間は7年であり、それ以上の期間にわたって専従することはできない。そのため、他の政令都市職労などにおいては離籍専従役員を置き、組織と運動の強化に積極的な役割を担わせていることに学び、福岡市職労においても専従役員体制の強化のために、離籍専従役員が置けるようにその補償規程を定める。(2006年6月)

福岡市職員労働組合 離籍専従役員補償規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡市職員労働組合（以下「組合」という。）規約第26条に定める専従役員のうち、離籍専従役員の補償について定める。

(定義)

第2条 離籍専従役員は、地方公務員法第55条の2及び人事委員会規則による休職期間を満了し、組合の専従役員となるため福岡市を退職した者をいう。

2. この規程にいう年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資格)

第3条 離籍専従役員は、以下の資格を必要とする。

- (1) 組合規約第22条に定める組合役員であること。ただし、特別執行委員、会計監事は除く。
- (2) 退職する年度の4月1日現在、55歳以上の者。

(定数)

第4条 離籍専従役員の定数は1名とする。

(任命及び解任)

第5条 離籍専従役員の任命は、中央執行委員会の決定を経て中央委員会の承認を得なければならない。

2. 離籍専従役員は、役員選挙において落選した場合および組合規約に基づく場合を除いて、本人の意によらず解任することはできない。

(退任)

第6条 離籍専従役員の退任は、その役員期間が満了した日もしくは辞任した日とする。

2. 離籍専従役員が60歳に達した場合、60歳に達した日の属する年度の3月31日で離籍専従役員を退任する。

(身分保障)

第7条 離籍専従者が役員に選出されなかった場合は、3年を超えない範囲において組合員資格を有し、中央執行委員会の指定する業務に従事するものとする。ただし、その者が60歳に達した日の属する年度の3月31日までとする。

2. 60歳に達した日の属する年度の3月31日を迎えた離籍専従役員が組合役員の任期を残している場合は、その翌年の3月31日まで中央執行委員会の指定する業務に従事することができる。

3. 前2項については、自己都合により専従役員を辞任した場合は適用しない。

(賃金・諸手当)

第8条 離籍専従役員の賃金・諸手当は、引き続き福岡市に在職しているとみなした場合に支給される額を補償する。

2. 離籍専従役員となるために退職をすることに対する補償金等は支給しない。

3. 離籍専従役員が退任したことによる退任手当等は支給しない。ただし、福岡市を退職したときに支給された退職手当と退職をしなかったものとみなして離籍専従役員を退任するまでの期間で算定した退職手当額に不利益がないよう措置する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項ならびに運用についての必要な事項は、中央執行委員会の議を経て定める。

2. この規程は、中央委員会において、出席中央委員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則

この規程は、2006年7月1日から施行する。